

令和2年度 第3回

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 会議録

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 令和2年10月26日（月） 午前9時00分～午前10時50分 |
| 会 場 | 長野市ふれあい福祉センター 4階会議室2・3 |
| 出席者 | 委員/若林委員、山岸委員、岩下委員、小池委員、近藤委員、寺田委員、風間委員、黒岩委員、児玉委員、山田委員、青木委員、小野委員、丸田委員（所属、役職は別紙委員名簿のとおり） 事務局/中澤保健福祉部長、依田高齢者活躍支援課長、横山介護保険課長、花立地域包括ケア推進課長、峯村長野市保健所健康課長 ほか 傍聴者2名 |

(議事録)

| | |
|----------------------|--|
| | <p>1 開会 ・委員変更・自己紹介</p> <p>2 あいさつ ・分科会会長あいさつ</p> <p>3 審議・報告事項</p> |
| 事務局： 花立課長 横山課長 | <p>(1)各種調査結果等（追加）の報告について 資料1～3に基づき、事務局より説明</p> |
| 小池委員 | <p>給付費の関係で、低い方がいいか、高い方がいいかという議論で、低い方がいいということであるが、どうしてそうなのか説明をお願いしたい。</p> |
| 事務局： 横山課長 | <p>2025年に団塊の世代が75歳以上となる。2040年に第二次ベビーブームに生まれた方が65歳以上となる。前期高齢者は認定率が3%であり、後期高齢者は認定率が34～35%となり、9倍から10倍認定を受ける方が増え</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>る。85歳以上となると、認定率が40～50%となっている。後期高齢者が増えていくと推計しており、介護予防やフレイル予防に努めながら、介護の必要な方を下げていくことが、介護保険の財政上も良いのではないかと思う。給付費は必要な方が必要なだけのサービスを受けられる状態であれば、低い方がよいかと思う。施設整備についても必要な方が必要なだけの施設を整備し、在宅サービスの充実を図っていきたい。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>(2) 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画（素案）について 資料4、5に基づき、事務局より説明</p> |
| 山岸会長 | <p>前回の分科会の資料では、重点項目が各論の上であり、見やすくなったかと思うが、重点項目については、次回の分科会で示されるのか。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>今回は各論の部分のみ示しているが、重点項目については総論において、各論とどのような関係があるか、次回お示ししたい。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>(3) 介護保険関連施設の整備について 資料6に基づき、事務局より説明</p> |
| 小池委員 | <p>介護老人福祉施設の入所申込者の状況であるが、年々減少しており、入所待ちで長期間待機することが減少していると判断できるが、施設の申し込みは複数行われているかと思うが、資料にある申込者は実数なのか。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>複数申込みしている方を精査しており、実数で示している。</p> |
| 小池委員 | <p>入所待ちの期間は短くなっているのか。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>施設によって異なるが、6か月から1年以内に入所できると聞いている。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>事務局： 横山課長</p> | <p>(4) 介護保険料の考え方について 資料7に基づき、事務局より説明</p> |
| <p>山岸会長</p> | <p>説明の中で、給付費の推計が出されているが、令和2年度を基に推計しているということであるが、コロナウイルスの影響はどうなっているのか。</p> |
| <p>事務局： 横山課長</p> | <p>利用率というのは、要介護度の認定者数を推計したものである。要介護度別に、どのくらいのサービスを使っているのか実績ベースを基に、今後推計される要介護者の増加に合わせて給付費を見込んでいる。コロナウイルスの影響については、3、4、5月は落ち込んでいるが、6、7、8月は徐々に戻ってきている。そのため、今年度の給付実績は直近の数値を使って再度推計したいと考えている。</p> |
| <p>山岸会長</p> | <p>3ページでは方向性が示されているが、9から11段階の高所得者の保険料率を上げ、基準額の上昇を抑えるとしている。考え方として、全体の保険料率を少しずつあげていくということもあるかと思うが、なぜ9から11段階だけ上げるのか。</p> |
| <p>事務局： 横山課長</p> | <p>全体を上げると、基準額は下がるが、相対的にみると所得の低い方の保険料が上がってしまう。同じ率で全体を上げると、基準額は下がるが、基準額^{かける}率としたときに、所得の高い方の保険料が相対的に下がり、所得の低い方の保険料が上がってしまう。本市では今まで所得の低い方の率については国の基準よりも下げる、所得の高い方については基準より高めに設定しており、次期についても同様の流れで進めていきたい。すべての保険料率を下げればいいのか、という指摘もあるが、国の基準よりも保険料率を下げると、基準額が国よりも上がってしまうため、下げたことにならない。そのため、所得の低い方と高い方のバランスの中で、所得の高い方にご負担いただこうと考えている。</p> |
| <p>山岸会長</p> | <p>所得の高い方の構成比は数パーセントであるが、その方々からご理解をいただける見通しはあるのか。</p> |
| <p>事務局： 横山課長</p> | <p>現行の第1号被保険者の構成比は、第9段階は2.6%、第10段階は2.8%、第11段階は1%という状況である。保険料を決める中でご意見をお聞きしながら進めていきたい。ただ、後期高齢者の医療保険と比較しても、介護保険料は低い状況である。例えば所得金額が1,000万円の場合、保険料を上げ</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>でも年額で 10,000 円くらいになるため、ご理解をいただく形で考えていきたい。</p> |
| 山岸会長 | <p>一部の方だけにご負担をいただくため、ご理解をいただけるようにしていただきたい。</p> |
| 小池委員 | <p>個人的な意見であるが、方針で示された第 2 案がよいかと思う。 国では第 9 段階までしかないことに疑問があり、格差社会が広がっている状況であるので、方針を考えて進めていただきたい。</p> |
| 事務局： 花立課長 | <p>(5) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について 資料 8 に基づき、事務局より説明</p> <p>※質問・意見なし</p> |
| 山岸会長 | <p>(6) 老人憩いの家の利用者負担の見直しについて 本日の分科会で答申案を決定する予定だったが、時間をかけて議論をする必要があることから、本日の分科会で引き続き議論をし、次回分科会で決定をしたいと考えている。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>資料 9 に基づき、事務局より説明</p> |
| 山岸会長 | <p>一般料金について、3 つの案が提示されているが、事務局では希望はあるのか。</p> |
| 事務局： 依田課長 | <p>当初 270 円ということで提案したが、ご意見の中で過去では 50 円の上げ幅が最高であるというご指摘をいただいた。利用者から理解を得る中では 250 円でもよいのではないかと考えている。委員の皆様のご意見をいただき決定したい。</p> |
| 小池委員 | <p>11 月 13 日の午前中に分科会が行われるが、その場で決定し、午後審議会の本会があるかと思うが、11 月 13 日の午前中で決定することで、スケジュールが間に合うのか。審議会本会よりも手前に分科会で決定し、審議会に報告しないと大変かと思う。そうであるならば、本日 3 案に対して多数決のような形で、それぞれの委員が判断しないといけないし、13 日に決定でよけれ</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>ば13日までに考えてきて、その日に決定することが必要ではないかと思う。私は案2でよいかと思う。</p> |
| <p>事務局： 依田課長</p> | <p>11月13日に老人福祉専門分科会が開催され、その後本会が開催されるが、本分科会の委員の中には、本会の委員をされている方もおり、同日の開催ということで設定している。本分科会で料金を決めていただければ、その金額で本会に報告するので、老人福祉専門分科会での決定を尊重させていただく。事務局とすると本日、何らかの形で分科会としてのご意見をまとめていただければ、大変ありがたい。</p> |
| <p>寺田委員</p> | <p>高齢者福祉計画案の中にも老人憩の家の施策目標には、高齢者の相互交流と書かれている。高齢者の皆さんが引きこもらず、社会参加をしていただく、という目的を達成する面と、過去の値上げ幅という面を総合的に勘案すると、案2が適当ではないかと思う。</p> |
| <p>山岸会長</p> | <p>案2の方向で進めていただければと思う。 障害者の利用料金についてはいかがか。</p> |
| <p>若林委員</p> | <p>1人では利用できないが、介助者がいることで利用できる状況という中で、介助者も含めてセットで利用できるということであれば、応分の負担もあるのではないかという考えもある。行政サービスは損得だけで実施するものではないため、悩ましい問題であるが、料金をいただくのであれば、介助者も含めてセット料金という考えもあるのではないか。</p> |
| <p>黒岩委員</p> | <p>障害者の皆様の生活に触れてみると、ご自分で使えるお金が少ない。公共の施設であれば、無償であってもよいのではないかと考える。障害者の皆様は健常者の方よりもお金がかかるため、公共の入浴施設であれば無償でもよいかと思う。介助者もいないと入浴できないため、介助者も無償でよいのではないかと思う。</p> |
| <p>山岸会長</p> | <p>今回の答申では無償でもよいかと思うが、3年後に障害者及び介助者の料金については検討するという付帯意見を付けたらどうかと考えているが、いかがか。</p> |
| <p>小野委員</p> | <p>今のお話のとおりでよいかと思う。市内で障害のある方で、憩の家を利用できるのは、施設を利用できる環境にある方になる。障害者福祉全般の考え</p> |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>方で、入浴は、介助者がいないと入浴できないという方にとっては切実な福祉サービスになる。障害者の分科会で障害者の入浴サービスについて、市としてどのような形でサービスを提供していくのか、その際の負担のあり方を障害者福祉サービスの中で一定のルールがあると思うので、整合を取っていく必要がある。憩の家の利用料だけで捉えるのではなく、障害者福祉全般の中で考えていく必要がある。</p> |
| 山田委員 | <p>見直しを検討ということでよいかと思うが、老人福祉と障害福祉の共生ということが大きな課題となっているかと思う。現段階では必ず値上げするというのではなく、検討するというでよいかと思う。</p> |
| 山岸会長 | <p>次回、事務局から今回いただいたご意見を踏まえて、答申案を作成していただきたい。</p> |
| 事務局： 佐久間課 長補佐 | <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部長あいさつ ・次回の分科会について <p>次回 11 月 13 日（金） 予定</p> <p>5 閉会</p> |